グリーン調達ガイドライン

2010 年 7 月

（第３版）

ヤンマー株式会社

グリーン調達ガイドライン（第３版）

はじめに

21 世紀は環境の世紀と言われており、環境との調和なしには継続的な発展は有り得ません。企業活動には、環境と調和した「循環型経済社会システム」を目指した取組みが強く求められています。
ヤンマーグループは、『企業の発展と地球環境保全との調和のとれた関係』を基本において事業活動を推進しています。「環境保全に寄与する技術の確立と製品・システムの開発提供」、「事業活動の各段階における環境への配慮」を行動指針として、環境を重視したものづくりと、環境に配慮した取組みを進めています。
わたしたちの製品は、多くの取引先様から納入いただく部品・材料を使って生産することで生み出されています。したがって、生産活動の全ての段階で環境負荷の低減を図るためには、わたしたちだけの活動では十分とはいえず、購入する製品や部品・材料等を納入いただく取引先様の協力が不可欠です。
このような背景から、ヤンマーグループは、『環境に優しい製品づくりには、環境保全に対応した環境負荷の少ない資材の調達が必要かつ重要である』 ため、積極的に 『グリーン調達』 の推進に取組んでいます。ヤンマーは、取引先様と足並みを揃えて推進していきたい内容を 『グリーン調達ガイドライン』 としてまとめています。
このたび「グリーン調達ガイドライン」を第３版に改訂いたしました。ヤンマーグループの製品に使用しない環境負荷物質を追加しています。この環境負荷物質の不使用は、取引先様のご理解なくしては困難であることから、皆様と共同して推進していきたく、ご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

ヤンマー株式会社
資材部長 川原口 和夫
ＣＳＲ部 環境部長 三上 哲正

目次

１．ヤンマーグループの環境保全の考え方・取組み

1.1 ヤンマー地球環境憲章

(1) 環境基本理念

ヤンマーグループは、グループとしての発展と地球環境保全との調和のとれた関係を構築することに努めることにより、社会の持続的発展に寄与します。

(2) 環境行動指針（抜粋）

① 環境保全への取組みをグループ経営の最重要課題のひとつとして捉え、グループを挙げて環境経営に取組む。
② 事業活動にあたり、事業所が立地する国、地域の法令、規則を遵守するのはもちろん、自主基準を設定して環境保全レベルの向上に努める。
③ グループ地球環境委員会において環境対応方針を策定し、グループ内に周知の上、総合的に環境保全活動を推進する。
④ 環境保全に関する情報を積極的に社内外に公開し、グループ会社、パートナーの理解と協力を求め、効率の良い環境保全活動を推進する。
⑤ 下記の分野において、実効のある施策を計画的、継続的に推進する。
(ⅰ)環境保全に寄与する技術の確立と環境負荷の小さい製品・サービスの提供
(ⅱ)事業活動の各段階での環境負荷の低減
(ⅲ)社外との連携、共生 ⇒ 地域社会への貢献､環境情報の公開等
(ⅳ)環境意識の向上 ⇒ 社内環境教育、ライフスタイルの改革等

1.2 環境ビジョン（抜粋）

ヤンマー㈱は、2012 年に創業 100 周年を迎えます。創業 100 周年における環境保全活動のあるべき姿を環境ビジョンとしてまとめました。この環境ビジョンを達成すべく商品の環境負荷低減を推進して参ります。

2012 年 環境ビジョン

ヤンマーグループは、環境に負荷を与えている製品を扱っていることを認識して、
① 持続可能な発展を実現する社会、資源循環型社会に貢献します
【地球温暖化防止、ゼロエミッション、リユース・リサイクル】
② 環境と経済の両立を実現する、ナンバーワン・オンリーワンの商品を提供します
【排ガスクリーン化、製品のエネルギー効率向上、有害物質削減】
③ 社会的責任を遂行し、社会との連係を図ります
【遵法・自主的取組み、情報開示、地域とのコミュニケーション】

そのために、
(1) 環境保全体制は、国内外連結対象会社を網羅します
(2) 環境保全活動を一歩一歩着実に前進させ､環境指向商品の提供と相俟って、ブランドイメージやグループの信頼度の向上を図ります
(3) 地球温暖化防止･有害物質削減は、遵法を一歩踏み出した成果を上げられるリソース配分とします
(4) 環境教育の対象範囲を協力会社や販売店に広げていきます

２．グリーン調達ガイドライン

このガイドラインは、ヤンマーグループがヤンマー地球環境憲章の精神に則って製品に係わる地球環境保全を推進するための指針を示すものです。

2.1 適用範囲

ヤンマーグループにおける材料・部品・製品の調達活動に適用します。

(1) 製品への適用範囲

① ヤンマーグループ各社が設計・製造する製品。他社の製品を購入し、組込んで最終製品として販売する場合を含みます。

② ヤンマーグループ各社が第三者に設計・製造を委託し、ヤンマーブランドで販売する製品

③ 販売促進用の製品(景品など一般の消費者に渡るもの)

④ 製品の包装材および輸送のための包装材料

(2) 材料・部品への適用範囲

① ヤンマーグループ各社が設計・製造する製品に使用する部品・材料、その他の物品

② ヤンマーグループ各社が設計・製造して販売する部品・材料、その他の物品(補要品のこと)

③ 第三者から設計・製造の委託を受けた製品に使用する部品・材料、その他の物品(但し、当該第三者から指定された部品、材料を除く)

④ 2.1(1)に示す製品に付随する物品

- 副資材等の構成材料(テープ、はんだ、接着剤、シール剤)
- 取扱説明書、保証書、製品に同梱されるその他の印刷物
- 補修用サービス部品
- 部品納入者が輸送・保護に用いる包装材(部品に直接接触しても対象物質が部品に付着・混入する恐れのないリターナブルの包装等は除く)

(3) 適用除外

① 研究・開発で使用する化学物質(但し、製品化される場合は除く)

② 生産環境の部品・材料(製品に直接触れる金型・治工具・機械設備等から製品に付着・移行する可能性がある場合は対象)

2.2 グリーン調達の基準

グリーン調達に関しては

- 取引先の選定基準
- 資材の選定基準

の二つの選定基準を設けています。

(1) 取引先の選定基準

取引先の選定に当たっては、品質、価格、納期などに加え、環境マネジメントシステムを構築して環境保全活動に意欲的に取組んでいる取引先との取引を優先します。なお、選定に当たっての情報は、ヤンマーグループ内のみで使用し、外部に公表することはありません。

① 製品に含まれる化学物質に関する不使用保証書の提出
2009 年度以降に提出を依頼します。

② 化学物質含有データの提示

③ 化学物質管理システムの構築
化学物質管理システムを ISO9001 もしくは ISO14001 あるいは類似の環境管理システムで構築、運用していること。

④ 環境マネジメントシステム(EMS)の構築

- ISO14001 の認証もしくは類似の EMS で環境保全活動を実施していること。
- 環境保全活動に関する企業理念・方針を有し、全部門・全従業員に周知すると共に、一般の人にも開示していること。
- 環境保全活動を推進する組織および環境管理計画を有すること。
- 法規制や製品アセスメントおよび環境側面を評価・管理システムを構築して改善を進めていること。
- 環境保全に関する教育・啓蒙を従業員および関連する業務従事者に対して行っていること。
- 省資源・省エネルギー、物流合理化に取組んでいること。

(2) 資材の選定基準

資材の選定に当たっては、必要な品質・機能・経済性・合理性に加え、以下の環境負荷低減に関する諸項目を満たしている資材を採用します。

① 再生資源、エネルギー等に関する法律・条例に適合していること。

② ヤンマーグループの「環境負荷物質の使用規制」に定めている使用禁止物質を含有していないこと。

③ ヤンマーグループの「環境負荷物質の使用規制」に定めている化学物質の含有量が把握されていること。

④ 使用に当り、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の環境負荷が低いこと。

⑤ 再生資源・部品の使用や小型化等により、省資源化や省エネルギー化が図られていること。

⑥ リサイクル設計がなされていること。

⑦ 資材に関する環境情報を開示していること。

⑧ 梱包材等についても省資源・リサイクル・減量化および化学物質の含有低減がなされていること。

2.3 使用禁止物質

資材に以下の物質を使用することを禁止します。また、各国の法律、条令及びその他法令の要求事項は、以下の物質に関わらず、優先して遵守するものとします。

⑴ 法規制による使用禁止物質

日本や各国の法律、または日本が批准すべき条約等で規制される物質のこと。

⑵ 自主規制による使用禁止物質

ヤンマーグループ商品に直接関係しない法令等で規制される場合でも、社会情勢・業界動向等から使用禁止が望ましいと判断される物質のこと。

表(1)-1 法規制による使用禁止物質

No.	使用禁止物質	準拠法令[3)]	詳細化学物質	閾値 (閾値以上が禁止)
1	アスベスト	労働安全衛生法施行令 船舶安全法船舶設備規程 小形船舶安全規則 小形漁船安全規則 REACH 規則付属書ⅩⅦ（制限物質）	ｱﾓｻｲﾄ(茶石綿)、 ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ(青石綿)、 ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ、ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ、 ﾄﾚﾓﾗｲﾄ、ｸﾘｿﾀｲﾙ(白石綿)	全面的に使用及び製造禁止 （一部例外用途では 0.1wt％以下）
2	特定フロン	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	CFC-11(ﾌﾛﾝ 11)、 CFC-12(ﾌﾛﾝ 12)、 CFC-113(ﾌﾛﾝ 113)、 CFC-114(ﾌﾛﾝ 114)、 CFC-115(ﾌﾛﾝ 115)	0.0wt% (非含有)
3	ﾄﾘｴﾀﾉｰﾙｱﾐﾝ	ノルウェー(1987)等	——	0.1wt% (LLC 及びｵｲﾙだけに適用。閾値未満でも意図的添加は禁止)
4	PCB	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ類、 ｱﾛｸﾛｰﾙ、ｸﾛﾛｼﾞﾌｪﾆﾙ、 ｶﾈｸﾛｰﾙ 500、ｱﾛｸﾛｰﾙ 1254、 ﾃﾙﾌｪﾆﾙ類など	0.0wt% (非含有)
5	PBB	EU-RoHS 指令 ロッテルダム条約	※下表(1)-2 参照	0.1wt% (閾値未満でも意図的添加は禁止)
6	PBDE	スウェーデン／臭素系難燃剤(DecaBDE)の使用禁止 米国諸州／臭素系難燃剤(PentaBDE,OctaBDE)の使用禁止 EU-RoHS 指令【適用除外用途から DecaBDE の除外(2008.7.1～)】	OctaBDE 、 DecaBDE	0.1wt% (閾値未満でも意図的添加は禁止)
7	ﾎﾟﾘ塩化ﾅﾌﾀﾚﾝ	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	ﾄﾘｸﾛﾛﾅﾌﾀﾚﾝ、 ﾃﾄﾗｸﾛﾛﾅﾌﾀﾚﾝ、 ﾍﾟﾝﾀｸﾛﾛﾅﾌﾀﾚﾝ	0.0wt% (非含有)
8	ﾍｷｻｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ		——	
9	ｱﾙﾄﾞﾘﾝ		——	
10	ﾃﾞｨﾙﾄﾞﾘﾝ		——	
11	ｴﾝﾄﾞﾘﾝ		——	
12	DDT		——	
13	ｸﾛﾙﾃﾞﾝ		——	
14	ﾋﾞｽ(ﾄﾘﾌﾞﾁﾙｽｽﾞ)=ｵｷｼﾄﾞ (TBTO)		——	
15	N,N’ｰｼﾞﾄﾘﾙｰﾊﾟﾗｰﾌｪﾆﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ		——	
16	2,4,6-ﾄﾘｰﾀｰｼｬﾘｰﾌﾞﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ		——	
17	ﾄｷｻﾌｪﾝ		——	
18	ﾏｲﾚｯｸｽ		——	
19	ｹﾙｾﾝ		——	
20	ﾍｷｻｸﾛﾛﾌﾞﾀｰ1,3-ｼﾞｴﾝ		——	

（法規制による使用禁止物質つづき）

No.	使用禁止物質	準拠法令[3)]	詳細化学物質	閾値 （閾値以上が禁止）
21	2-(2H-1,2,3-ﾍﾞﾝｿﾞﾄﾘｱｿﾞｰﾙｰ2-ｲﾙ)-4,6-ｼﾞ-tert-ﾌﾞﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	――	0.0wt% （非含有）
22	PFOS 又はその塩		――	
23	PFOSF		――	
24	ﾍﾟﾝﾀｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ		――	
25	αｰﾍｷｻｸﾛﾛｼｸﾛﾍｷｻﾝ		――	
26	βｰﾍｷｻｸﾛﾛｼｸﾛﾍｷｻﾝ		――	
27	ﾘﾝﾃﾞﾝ		――	
28	ｸﾛﾙﾃﾞｺﾝ		――	
29	ﾍｷｻﾌﾞﾛﾓﾋﾞﾌｪﾆﾙ		――	
30	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌｪﾆﾙｴｰﾃﾙ		――	
31	ﾍﾟﾝﾀﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌｪﾆﾙｴｰﾃﾙ		――	
32	ﾍｷｻﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌｪﾆﾙｴｰﾃﾙ		――	
33	ﾍﾌﾟﾀﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌｪﾆﾙｴｰﾃﾙ		――	
34	黄燐マッチ	労働安全衛生法施行令	――	0.0wt% （非含有）
35	ﾍﾞﾝｼﾞｼﾞﾝ及びその塩		――	
36	4-ｱﾐﾉｼﾞﾌｪﾆﾙ及びその塩		――	
37	4-ﾆﾄﾛｼﾞﾌｪﾆﾙ及びその塩		――	
38	ﾋﾞｽ(ｸﾛﾛﾒﾁﾙ)ｴｰﾃﾙ		――	
39	βｰﾅﾌﾁﾙｱﾐﾝ及びその塩		――	
40	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ(5%超)含有ゴムのり		――	
41	ﾍﾌﾟﾀｸﾛﾙ	ストックホルム条約付属書Ａに掲げる製造禁止物質	――	0.0wt% （非含有）
42	CFC	モントリオール議定書付属書に掲げる製造・使用禁止物質	※下表(1)-3 参照	0.0wt% （非含有）
43	ハロン類			
44	四塩化炭素			
45	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ			
46	HBFC			
47	ﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ			
48	臭化ﾒﾁﾙ			

表(1)-2 PBBの詳細化学物質(例示)

No.	詳細化学物質名	CAS No.[1)]
1	[1,1'-Biphenyl]-ar,ar'-diol, tetrabromo-, polymer with (chloromethyl)oxirane and 4,4'-(1-methylethylidene)bis[phenol]	68758-75-8
2	1,1'-Biphenyl, 2,2',3,4',5'-pentabromo-	73141-48-7
3	1,1'-Biphenyl, 2,2',3,4,6-pentabromo-	77910-04-4
4	1,1'-Biphenyl, 2,2',3,5',6-pentabromo-	88700-05-4
5	1,1'-Biphenyl, 2,2',4,4',5-pentabromo-	81397-99-1
6	1,1'-Biphenyl, 2,2',4,4',6-pentabromo-	97038-97-6
7	1,1'-Biphenyl, 2,2',4,4'-tetrabromo-	66115-57-9
8	1,1'-Biphenyl, 2,2',4,5,5'-pentabromo-	67888-96-4
9	1,1'-Biphenyl, 2,2',4,5',6-pentabromo-	59080-39-6
10	1,1'-Biphenyl, 2,2',4,5,6'-pentabromo-	80274-92-6
11	1,1'-Biphenyl, 2,2',4,5'-tetrabromo-	60044-24-8
12	1,1'-Biphenyl, 2,2',4,6,6'-pentabromo-	97063-75-7
13	1,1'-Biphenyl, 2,2',4,6'-tetrabromo-	97038-95-4
14	1,1'-Biphenyl, 2,2',5,5'-tetrabromo-	59080-37-4
15	1,1'-Biphenyl, 2,2',5,6'-tetrabromo-	60044-25-9
16	1,1'-Biphenyl, 2,2',5-tribromo-	59080-34-1
17	1,1'-Biphenyl, 2,2',6,6'-tetrabromo-	97038-96-5
18	1,1'-Biphenyl, 2,2'-dibromo-	13029-09-9
19	1,1'-Biphenyl, 2,3,4,4',5-pentabromo-	96551-70-1
20	1,1'-Biphenyl, 2',3,4,4',5-pentabromo-	74114-77-5
21	1,1'-Biphenyl, 2,3',4,4'-tetrabromo-	84303-45-7
22	1,1'-Biphenyl, 2,3,4,5,6-pentabromo-	38421-62-4
23	1,1'-Biphenyl, 2,3',4',5-tetrabromo-	59080-38-5
24	1,1'-Biphenyl, 2,3',5-tribromo-	59080-35-2
25	1,1'-Biphenyl, 2,3'-dibromo-	49602-90-6
26	1,1'-Biphenyl, 2,4,4',6-tetrabromo-	64258-02-2
27	1,1'-Biphenyl, 2,4',5-tribromo-	59080-36-3
28	1,1'-Biphenyl, 2,4,6-tribromo-	59080-33-0
29	1,1'-Biphenyl, 2,4',6-tribromo-	64258-03-3
30	1,1'-Biphenyl, 2,4'-dibromo-	49602-91-7
31	1,1'-Biphenyl, 2,4-dibromo-	53592-10-2
32	1,1'-Biphenyl, 2,5-dibromo-	57422-77-2
33	1,1'-Biphenyl, 2,6-dibromo-	59080-32-9
34	1,1'-Biphenyl, 3,3',4,4'-tetrabromo-	77102-82-0
35	1,1'-Biphenyl, 3,3',4,5'-tetrabromo-	97038-98-7
36	1,1'-Biphenyl, 3,3',5,5'-tetrabromo-	16400-50-3
37	1,1'-Biphenyl, 3,3'-dibromo-	16400-51-4
38	1,1'-Biphenyl, 3,4,4',5-tetrabromo-	59589-92-3
39	1,1'-Biphenyl, 3,4'-dibromo-	57186-90-0
40	1,1'-Biphenyl, 3,4-dibromo-	60108-72-7
41	1,1'-Biphenyl, 4,4'-dibromo-	92-86-4
42	2,2',3,3',5,5',6,6'-Octabromo-4-phenoxy-1,1'-biphenyl	83929-69-5
43	4,4',6,6'-Tetrabromo[1,1'-biphenyl]-2,2'-diol	14957-65-4
44	Decabromobiphenyl	13654-09-6
45	Firemaster BP-6	59536-65-1
46	Firemaster FF-1	67774-32-7
47	Hexabromobiphenyl	36355-01-8
48	Octabromobiphenyl	27858-07-7

表(1)-3 ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書で製造が規制されているﾌﾛﾝ類

No.	法律名	グループ	CAS No.	物質名	化学記号
1	ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書 付属書Aに掲げられている製造・使用禁止物質	ｸﾞﾙｰﾌﾟⅠ	75-69-4	ﾄﾘｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CFCl3(CFC11)
2			75-71-8	ｼﾞｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CF2Cl2(CFC12)
3			354-58-5	ﾄﾘｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2F3Cl3(CFC113)
4			76-14-2	ｼﾞｸﾛﾛﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2F4Cl2(CFC114)
5			76-15-3	ﾓﾉｸﾛﾛﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2F5Cl(CFC115)
6		ｸﾞﾙｰﾌﾟⅡ	335-59-3	ﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CF2BrCl(halon1211)
7			75-63-8	ﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CF3Br(halon1301)
8			124-73-2	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2F4Br2(halon2402)
9	ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書 付属書Bに掲げられている製造・使用禁止物質	ｸﾞﾙｰﾌﾟⅠ	75-72-9	塩化ﾌｯ化ﾒﾀﾝ	CF3Cl(CFC13)
10			354-56-3	ﾍﾟﾝﾀｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2FCl5(CFC111)
11			76-12-0	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2F2Cl4(CFC112)
12			422-78-6	ﾍﾌﾟﾀｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3FCl7(CFC211)
13			3182-26-1	ﾍｷｻｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3F2Cl6(CFC212)
14			2354-06-5	ﾍﾟﾝﾀｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3F3Cl5(CFC213)
15			29255-31-0	ﾃﾄﾗｸﾛﾛﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3F4Cl4(CFC214)
16			1599-41-3	ﾄﾘｸﾛﾛﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3F5Cl3(CFC215)
17			661-97-2	ｼﾞｸﾛﾛﾍｷｻﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3F6Cl2(CFC216)
18			422-86-6	ﾓﾉｸﾛﾛﾍﾌﾟﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3F7Cl(CFC217)
19		ｸﾞﾙｰﾌﾟⅡ	56-23-5	四塩化炭素(ﾃﾄﾗｸﾛﾛﾒﾀﾝ)	CCl4
20		ｸﾞﾙｰﾌﾟⅢ	71-55-6	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ(ﾒﾁﾙｸﾛﾛﾎﾙﾑ)	C2H3Cl3
21	ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書 付属書Cに掲げられている製造・使用禁止物質	ｸﾞﾙｰﾌﾟⅠ	75-43-4	ｼﾞｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CHFCl2(HCFC21)
22			75-45-6	ｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CHF2Cl(HCFC22)
23			593-70-4	ｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CH2FCl(HCFC31)
24			134237-32-4	ﾃﾄﾗｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2HFCl4(HCFC121)
25			354-15-4	ﾄﾘｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2HF2Cl3(HCFC122)
26			34077-87-7	ｼﾞｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2HF3Cl2(HCFC123)
27			306-83-2	2,2-ｼﾞｸﾛﾛ-1,1,1-ﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	CHCl2CF3(HCFC123)
28			63938-10-3	ｸﾛﾛﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2HF4Cl(HCFC124)
29			2837-89-0	2-ｸﾛﾛ-1,1,1,2-ﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	CHFClCF3(HCFC124)
30			134237-34-6	ﾄﾘｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H2FCl3(HCFC131)
31			25915-78-0	ｼﾞｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H2F2Cl2(HCFC132)
32			1330-45-6	ｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H2F3Cl(HCFC133)
33			25167-88-8	ｼﾞｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H3FCl2(HCFC141)
34			1717-00-6	1,1-ｼﾞｸﾛﾛ-1-ﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	CH3CFCl2(HCFC141b)
35			25497-29-4	ｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H3F2Cl(HCFC142)
36			75-68-3	1-ｸﾛﾛ-1,1-ｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	CH3CF2Cl(HCFC142b)
37			110587-14-9	ｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H4FCl(HCFC151)
38			134237-35-7	ﾍｷｻｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HFCl6(HCFC221)
39			134237-36-8	ﾍﾟﾝﾀｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HF2Cl5(HCFC222)
40			134237-37-9	ﾃﾄﾗｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HF3Cl4(HCFC223)
41			134237-38-0	ﾄﾘｸﾛﾛﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HF4Cl3(HCFC224)
42			127564-92-5	ｼﾞｸﾛﾛﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HF5Cl2(HCFC225)
43			422-56-0	3,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,1,1,2,2-ﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	CF3CF2CHCl2(HCFC225ca)
44			507-55-1	1,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,1,2,2,3-ﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	CF2ClCF2CHClF (HCFC-225cb)
45			134308-72-8	ｸﾛﾛﾍｷｻﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HF6Cl(HCFC226)
46			134190-48-0	ﾍﾟﾝﾀｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H2FCl5(HCFC231)
47			134237-39-1	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H2F2Cl4(HCFC232)
48			134237-40-4	ﾄﾘｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H2F3Cl3(HFC233)

（ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書で製造が規制されているﾌﾛﾝ類つづき）

No.	法律名	グループ	CAS No.	物質名	化学記号
49	ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書 付属書 C に掲げられている製造・使用禁止物質	ｸﾞﾙｰﾌﾟ Ⅰ	127564-83-4	ｼﾞｸﾛﾛﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H2F4Cl2(HCFC234)
50			134237-41-5	ｸﾛﾛﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H2F5Cl(HCFC235)
51			134190-49-1	ﾃﾄﾗｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H3FCl4(HCFC241)
52			134237-42-6	ﾄﾘｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H3F2Cl3(HCFC242)
53			134237-43-7	ｼﾞｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H3F3Cl2(HCFC243)
54			134190-50-4	ｸﾛﾛﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H3F4Cl(HCFC244)
55			134190-51-5	ﾄﾘｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H4FCl3(HCFC251)
56			134190-52-6	ｼﾞｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H4F2Cl2(HCFC252)
57			134237-44-8	ｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H4F3Cl(HCFC253)
58			134237-45-9	ｼﾞｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H5FCl2(HCFC261)
59			134190-53-7	ｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H5F2Cl(HCFC262)
60			134190-54-8	ｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H8FCl(HCFC271)
61		ｸﾞﾙｰﾌﾟ Ⅱ	1868-53-7	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CHFBr2
62			1511-62-2	ﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CHF2Br(HBFC22B1)
63			373-52-4	ﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CH2FBr
64			——	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2HFBr4
65			——	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2HF2Br3
66			——	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2HF3Br2
67			124-72-1	ﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2HF4Br
68			——	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H2FBr3
69			——	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H2F2Br2
70			421-06-7	ﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H2F3Br
71			358-97-4	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H3FBr2
72			359-07-9	ﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H3F2Br
73			762-49-2	ﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C2H4FBr
74			——	ﾍｷｻﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HFBr6
75			——	ﾍﾟﾝﾀﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HF2Br5
76			——	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HF3Br4
77			——	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HF4Br3
78			——	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HF5Br2
79			2252-78-0	ﾌﾞﾛﾓﾍｷｻﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3HF6Br
80			——	ﾍﾟﾝﾀﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H2FBr5
81			——	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H2F2Br4
82			——	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H2F3Br3
83			——	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H2F4Br2
84			——	ﾌﾞﾛﾓﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H2F5Br
85			——	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H3FBr4
86			——	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H3F2Br3
87			——	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H3F3Br2
88			——	ﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H3F4Br
89			——	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H4FBr3
90			——	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H4F2Br2
91			——	ﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H4F3Br
92			——	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H5FBr2
93			——	ﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H5F2Br
94			——	ﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C3H6FBr
93		ｸﾞﾙｰﾌﾟ Ⅲ	74-97-5	ﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	CH2BrCl
94	ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書 付属書 E に掲げられている製造・使用禁止物質	ｸﾞﾙｰﾌﾟ Ⅰ	74-83-9	臭化ﾒﾁﾙ	CH3Br

表(2)-1 自主規制による使用禁止物質

No.	使用禁止物質	準拠法令(参考)	指定期日 (期日以降使用禁止)	閾値 (閾値以上が禁止)
1	鉛	EU-ELV 指令 EU-RoHS 指令 電池指令注)	2010.1.1	0.1wt%
2	水銀注)		2007.1.1	0.1wt%(電池の場合は 0.0005wt%)注)
3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ注)		2008.1.1	0.01wt%(電池の場合は 0.002wt%)注)
4	六価ｸﾛﾑ		2010.1.1	0.1wt%

注） 欧州向け製品の電池は、2008.9.26 以降、電池指令(2006/66/EC)の閾値内のものを使用するとともに、クロスドアウト・ダストビンマーク、含有する有害物質等を、電池本体・取扱説明書等に表示しなければならない。

３．その他

本ガイドラインは、社会状況の変化などの理由により必要に応じて改訂いたします。

お問い合わせ先

ヤンマー株式会社 資材部 企画管理部
TEL : 06－6376－6230
FAX : 06－6372－7523

４．ヤンマーグリーン調達ガイドラインの改訂来歴

改訂来歴 ： 制定(初版) 2003 年 4 月
改訂(第 2 版) 2006 年 12 月
改訂(第 3 版) 2010 年 7 月

以上